

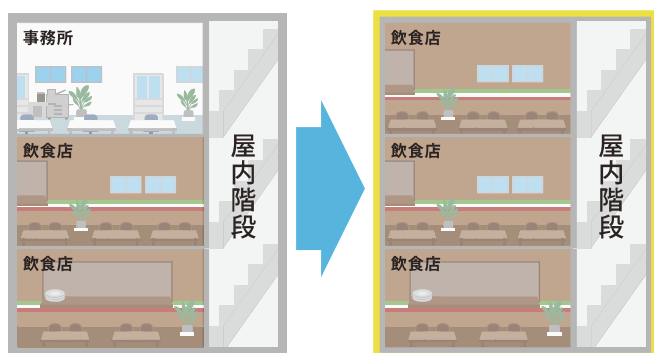
その用途変更・建物の工事 ちょっと待った!

消防署への事前相談は
しましたか?



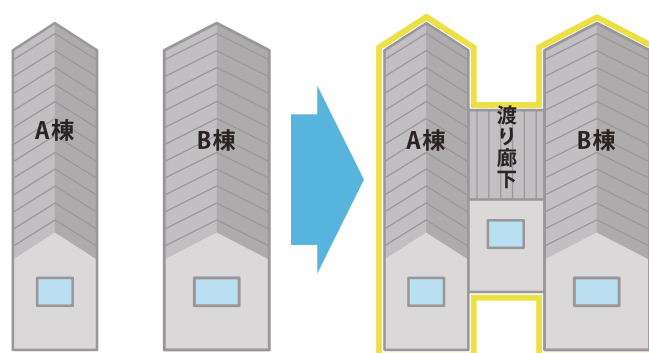
新たに消防用設備等が必要になる場合があります

事例 1 テナントの入居



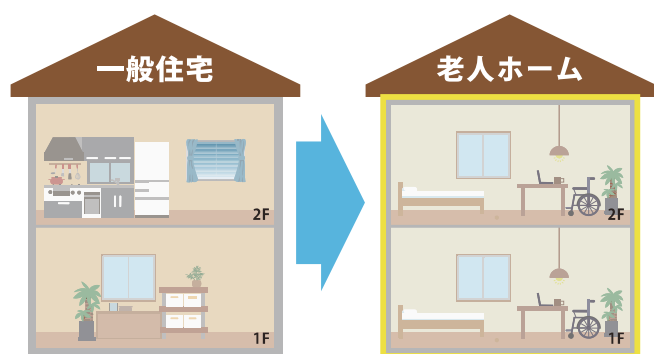
自動火災報知設備 必要

事例 2 接続・増築



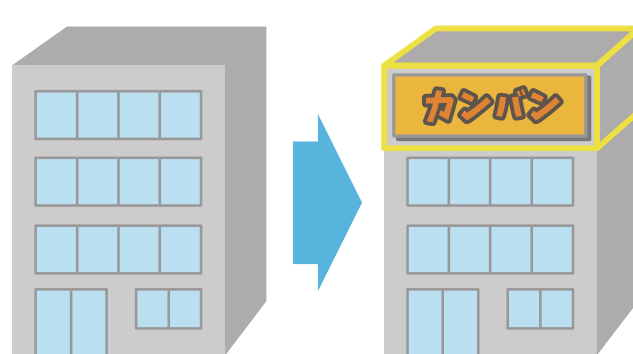
屋内消火栓設備 必要
自動火災報知設備

事例 3 使用用途の変更



スプリンクラー設備 必要
自動火災報知設備

事例 4 建物の工事(窓を塞ぐ)



スプリンクラー設備 必要



用途変更や建物の工事によって、新たに消防用設備等
が必要になる場合がありますので消防署に事前相談を
お願いします!

詳しくはコチラ



名古屋市消防局

用途変更・建物の工事等をお考えの方へ

～必要な手続き等をまとめましたのでご利用ください～



事前相談



建物がある行政区の消防署（予防課）に連絡し、予防課の担当者と**必ず工事開始前**に相談し、消防法令で必要になる手続きや設備等を確認してください。

← 確認後 ☒

着工届



事前相談の結果、消防設備等の工事が必要になった場合は、消防用設備業者等に依頼し、**着工届**を建物のある行政区の消防署（予防課）に届出してください。

← 確認後 ☒

設置届



工事完了後、消防用設備等の試験をし、**設置届**を作成します。作成後、建物のある行政区の消防署（予防課）に**設置届**を届出してください。

← 確認後 ☒

検査



設置届を届出する際には**検査**が必要か確認してください。必要な場合は**検査**を受け、合格であれば、**消防用設備等検査済証**を交付することができます。

← 確認後 ☒

使用開始届



工事した部分のテナントや建物を利用開始する7日前までに**防火対象物使用開始届**を建物の行政区の消防署（予防課）に届出してください。

← 確認後 ☒

建物のある行政区の消防署（予防課）の連絡先はこちらをご確認ください！

千種消防署	764-0119	東消防署	935-0119	北消防署	981-0119	西消防署	521-0119
中村消防署	481-0119	中消防署	231-0119	昭和消防署	841-0119	瑞穂消防署	852-0119
熱田消防署	671-0119	中川消防署	363-0119	港消防署	661-0119	南消防署	825-0119
守山消防署	791-0119	緑消防署	896-0119	名東消防署	703-0119	天白消防署	801-0119